

令和3年11月19日

第11回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第11回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和3年11月19日（金） 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇
委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員

5 議事録署名委員

14 番 〇〇〇〇〇 , 15 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係長	〇〇〇〇〇
末吉分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇

7 閉会年月日

令和3年11月19日（金） 午前11時30分

令和3年第11回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第97号 農地所有適格法人要件届出書について

議案第98号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第99号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第100号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について

議案第101号 農地法第4条による許可申請について

議案第102号 農地法第5条による許可申請について

議案第103号 非農地証明願について

議案第104号 農地の用途変更届について

議案第105号 農用地等のあっせんについて

議案第106号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第107号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第108号 耕作放棄地に係る非農地認定について

(2) 報告第11号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和3年第11回農業委員会総会

令和3年11月19日（金） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。10月、11月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。本日は、〇〇委員から途中退席願いが出ております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第11回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。14番〇〇〇〇〇〇委員、15番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第97号 農地所有適格法人要件届出書についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉2号について、11月10日に現地調査を行いましたので報告致します。設立年月日は、令和3年6月7日、総出資額は、25万円です。法人形態要件については、合同会社であると思われます。事業要件については、キクラゲ、牧草の生産であり適当であると思われます。構成員要件については、構成員4名のうち3名がその法人の事業に常時従事し、年間従事日数が150日以上であり過半数を占める為、適当であると思われます。業務執行役員要件は、業務執行役員4名のうち3名が農業従事者であり過半数を占める為適当と思います。調査結果の総合意見は、農地所有適格法人の要件を満たしており適格法人として問題ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで実施しました。以上で調査報告を終わります。

○13番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号大隅3号について、11月10日に現地調査を行いましたので報告致します。設立年月日は、令和3年8月2日、総出資額は、310万円です。総会補足資料の21ページからご覧ください。法人形態要件については、株式会社です。事業要件については、全部事項証明及び定款のとおり適当です。構成員要件については、構成員5名のうち農業及び関連事業に従事する者は、5名であり過半数を占めます。業務執行役員要件は、法人の全体役員2名のうち、農業に常時従事する者は2名であり、このうち1名が農作業に従事する事から適当です。調査結果の総合意見は、申請人は、事業所を曾於市大隅町に置き、主な経営作物を白菜とキャベツとして、農地所有適格法人の認定を受けるため申請するものです。調査結果の総合意見は、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のいずれも農地法第3条第2項の要件を満たしており、問題ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査は、〇〇〇〇〇〇委員と私と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで実施しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉2号ですけど、資料をみますと役員が4名いますが、3名が同じ二之方の〇〇〇〇〇〇ですが、一緒に住んでいるんですか。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

〇〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇さんは、叔父さんになります。今の段階では、一緒に居るみたいですけど、ある程度始まったら別に住所を構えるという事です。

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

〇〇〇〇〇〇さんは、どうなんですか。

○14 番委員 (○○○○○)

○○○○○の役員でもあり、本社とこちらを行ったり来たりの生活だと思います。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○3 番委員 (○○○○○)

まず大隅3号について確認ですが、補足説明資料の23ページですが、1年目で甘藷が310aで1,200kg、2年目が340aで2,250kg、3年目が370aで2,450kgとありますが、大隅地方は、こんなに取れないんですか。

○13 番委員 (○○○○○)

営農計画ですが、聞いたら基腐が激しくて、今年も早めに収穫してやっと収量が取れた状態で、計画的には少なくなってるとの事です。

○3 番委員 (○○○○○)

3町7反で2,450kgだと1反分ですよ。これだったらもう作らない方がましじゃないですか。

○13 番委員 (○○○○○)

ですね。話の流れとしては、基腐がひどくなれば、作らなくして、別に影響のない作物を作っていくという事です。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○11 番委員 (○○○○○)

2番の件についてお伺いします。事務局の見解をお聞きしたいと思います。構成員は、会社を含めて4名となっておりますが、会社もこの役員の中に入ってますが、どういった意味合いでしょうか。

○事務局 (○○○○○係長)

構成員として認められるものに、株主・社員・組合員が挙げられます。補足説明資料の5ページになります。履歴事項証明書の下段に社員に関する事項とあります。この中に業務執行役員○○○○株式会社登記されておりますので、先程申し上げた社員として記載されておりますので、構成員として挙げているところです。構成員は、個人だけでなく、法人も認められております。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○3 番委員 (○○○○○)

2番についてちょっとお伺いします。イタリアンの収穫は、外注となっておりますが、1反部当たりどれくらいでされるんですかね。

○14 番委員 (○○○○○)

私も1反部当たりどれくらいというのは分かりませんが、このロールは、3,500円とありますね。高すぎるのではという意見もありましたが、いろいろ聞いてみたら、1m20cmの大きなロールで、○○○○○さんは、そんな高くないと納得されているみたいです。

○3 番委員 (○○○○○)

販売単価が3,500円となっているんですけど、ロールを一般的に頼んだら1ロールが3,500円するんですよ。この方の場合、畑の借地として、1反部当たり74,000円という高額な借地料を支払うようになってますよね。こういう事から考えると、ロール代が3,500円で赤字で売わけですよ。肥料代・コンボ代等考えると、相当な赤字になると思うんですよ。私が思うには、3条で言えば、地域との調和要件にも引っかかるんじゃないか。それから、借料からして、太陽光

発電参入の為のこういう事の申し出じゃないかと思うんですけど。どんなもんですか。

○14 番委員 (○○○○○)

ロールに関しては、一般的に高いかもしれませんが、この方もここの役員ですから、そういう値段でじゃないかと思うんですよ。それと太陽光については、私も引っかけまして、いろいろ聞いたんですが、太陽光はしないという確約で、それと太陽光は、九州電力に今は枠もなく出来ないそうです。そういう事です。

○2 番委員 (○○○○○)

今の関連で牧草を販売するとか書いてありますけど、キクラゲですけど、パートが1日15,000円ですよ。こんな高額な金額を出せるんですかね。

○14 番委員 (○○○○○)

確かに高いかもしれませんが、経営の数字の内容については、私もそんな深く追求出来ませんでした。高いですね。と話しはしましたが、深く追求出来ませんでした。

○2 番委員 (○○○○○)

2年目からですけど、売上が相当上がっているんですけど、他にどこかでかやっているんですかね。

○14 番委員 (○○○○○)

○○○○○は、本社が東京にありまして、○○○○○は、マザーズに上場している会社らしいです。それで、今回このキクラゲは、初めてのケースでキクラゲを大事にしてやっていくという事で、太陽光は考えておりませんという回答でした。

○2 番委員 (○○○○○)

今までの実績は、ないという事です。

○14 番委員 (○○○○○)

はい。実績はありません。その代わり、指導という形で岐阜県のキクラゲを作っている○○○からいろいろ指導を受けて、年間100万の指導料を払うという事になっております。

○2 番委員 (○○○○○)

今この現地は、しょっちゅう行っているところで、○○○○○さんて方が○○○○○さんの娘を貰って牛を50頭ぐらいやってらっしゃって、この畑の前で、後にこの畑に牛でも話せばという話もしていたんですが。親子ですから、どんな考えで変わったかわかりませんが。本当にそういうのが来て、作りっぱなしで、撤去もできないような事になったら大変だと思うんですけど。

○14 番委員 (○○○○○)

今回は、一応適格所有法人を取るという事で挙がってきておりますが、キクラゲを作る場所は、来月挙がって来ると聞いております。今回は、適格法人を取る為に挙がってきたと思います。

○3 番委員 (○○○○○)

3ページを見ていただきますと、営農計画ですけど、こんなでたらめな数字で認めていいのかどうか。下の方の一番左ですね。1サイクルで30,000本で33,000kgで23,100,000、それと2年目から4年目で相当あがっているんですよ。5年から6年で60,000本の66,000kgで単価が1,000円になってますけど、この数字になりますかね。こういうでたらめな数字で認めていいのかどうか。そういう観点から太陽光の下でという事が目的だと思っているところです。

○14 番委員 (○○○○○)

私も解る範囲でいろいろ質問しましたが、初期投資を入れてなかったんですよ。相当な施設をするのに減価償却を改めて出てきた数字なんですけど、この数字に関しましては、向こうの○○○○の指導の下にこういうふう作成しているという事でした。ですから、この内容についての数字については、追及できませんでした。太陽光に関しては、枠がないので出来ないという回答を得てますので問題はないんじゃないかと思います。

○議長 (○○○○○会長)

今回は、農地部会で勉強するという事で保留にして、次の総会でという事でどうですか。

(「はい」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第97号農地所有適格法人要件届出書については、末吉2号を除いて認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、末吉2号を除いて認定することに決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

次に議案第98号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。末吉11号は、省いてください。

○12番委員(○○○○○)

受理番号末吉12号について、11月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が都城市ですが、申請地まで車で20分で、通作距離について営農に支障ないと思われます。受人と渡人は、従弟です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、○○○○○委員と私と事務局の○○○○○さんで実施しました。以上で調査報告を終わります。

○13番委員(○○○○○)

受理番号大隅13号について、11月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、すでに白菜を作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんで実施しました。以上で調査報告を終わります。

○議長(○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第98号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、末吉11号を除いて、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

次に議案第99号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○12番委員(○○○○○)

受理番号末吉115号について、11月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が三股町ですが、申請地まで車で30分で、通作距離について営農に支障ないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の

農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、〇〇〇〇〇委員と私と事務局の〇〇〇〇〇さんで実施しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 116 号について、11 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地在都城市ですが、申請地まで車で 2・3 分程度で、通作距離について営農に支障ないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで実施しました。以上で調査報告を終わります。

○12 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 117 号について、11 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地在都城市ですが、申請地まで車で 20 分程度で、通作距離について営農に支障ないと思われます。受人と渡人は、叔母にあたります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで実施しました。以上で調査報告を終わります。

○5 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 118 号について、11 月 13 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、渡人と受人は、親子であります。以上で調査報告を終わります。

○2 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 119 号について、11 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、譲渡人と譲受人は、兄弟です。以上で調査報告を終わります。

○11 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 120 号について、11 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、値段が高いですが、当事者同士で話して決めたという事です。以上で調査報告を終わります。

○10 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅 121 号について、11 月 3 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。〇〇〇〇〇さんの方は、新規就農になるのじゃないかなと思って、取りあえず、認定農家の申請を早く出さないという事を言っております。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号大隅 122 号について、11 月 7 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされております。周辺の農地に影響もなく、農

地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。これは、贈与となっておりますが、〇〇〇〇〇さんの畑を譲り受けるんですが、〇〇〇〇〇さんの山林と畑と交換となっております。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部123号について、11月10日に現地調査を行いましたので報告致します。下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。全部効率利用要件と農作業常時従事要件を満たしていないところがあり、受人は、鹿児島市に在住しており、市内に所有している畑には、露地野菜を栽培しており、耕作の際は、帯野の実家から通作されており、トラクターや草刈機等の所有は、確認しているが農作業常時日数要件を満たしているとは言えない。また、弟である譲渡人からは、贈与を受けて甘藷・牛蒡を作付けを行うという事でしたけれども、本人の聞き取りの結果、自身では耕作せず、市内に居住する従弟に貸し付ける予定との事が判明しました。調査結果の総合意見は、許可申請については、不許可が適当だと思います。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第99号農地法第3条所有権移転による許可申請については、財部123号を除いて、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第100号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○14番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉76号について、11月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、宮原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が田、南が宅地、北が道路を挟んで田であります。目的実現の確実性は、放牧場、馬小屋、鶏小屋を設置する具体的計画があることから確実と思われます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、放牧場、馬小屋、鶏小屋を整備する面積として3,021㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は自然流下です。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、第二種農地のその他の農地に該当し、放牧場、馬小屋、鶏小屋を整備する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんと調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○12番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉77号について、11月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、堂園自治会付近にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで宅地、南が畑、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、居宅介護支援事業所・駐車場を設置する具体的計画があり実現確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、居宅介護支援事業所・駐車場を設置する面積463㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思われます。排水等については、雨水は水路側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、居宅介護支援事業所・駐車場を整備しており、農地への復元も困難

○推進委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○○)

○9番委員 (○○○○○)

○議長（○○○○○会長）

(「はい」の声あり)

○4番委員（○○○○○）

末吉77号の始末書の中に10月初めに事務所を設置というのは、10月の申請が出来なかったのは、何かあったのですかね。申請しないで開始ではなくて、申請してすぐ開始というのは、理由があるのですか。

○事務局（○○○○○係長）

この無断転用を把握したのは、○○○○○さんが、居宅介護支援事業所の申請を介護福祉課の窓口申請に行った時に、事業所を建てる所が畑と担当者が気づいて、農地法の手続きをされていますか。という事を言われて初めて気づいたという事です。その時には、既に基礎を打ってあって、工事を着工している段階でありました。農業委員会に来ていただいて、申請をして貰ったという経緯です。

○4番委員（○○○○○）

それは、もう建っているんですか。

○12番委員（○○○○○）

まだ、中途半端で工事が止まっています。

○4番委員（○○○○○）

始末書の中で、このお父さんは、元々末吉町の○○○○○○○ですからね。農地法を熟知していなかったという文書は、嘘ですからあり得ないので、始末書の中身をちゃんとして貰って来月出して貰えばいいんじゃないのですかね。これから始末書の対応を考えていかないといけないのに、ちょっと考えて頂きたいと思います。

○12番委員（○○○○○）

最初はですね。農業委員だったとも知らずに話を聞いて、自分から農業委員だったと言われたので調べたら会長までされていた。そういう事です。許可が出なければ撤去するというふうに言われた。

○11番委員（○○○○○）

○○○○○さんは、良く知っている人で、娘さんが介護施設の申請するのに、県の方に事務所の報告をしないといけないというのが先になったという事で、そこにプレハブを置いたというのが現状でございます。それと届け出をしないと許可が出ないという事で、現在は、息子さんの家に事務所を置き換えて申請をしたという事です。状況は、そういう事です。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員から保留でとりましたが皆さんは、どうでしょうか。

○11番委員（○○○○○）

途中で気づいて申請したのですからいいんじゃないですか。事業をするのに遅れるんですよ。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○4番委員（○○○○○）

始末書だけは、書き換えてください。

○議長（○○○○○会長）

それでは、始末書の差し替えをするという事で許可するという事でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（○○○○○）

末吉76号ですけど、私もよく知っている場所ですけど、岩南では、一番の繁華街ですよ。田を隣で作ってるんだけど、放牧とかされるみたいですけど、汚水とかは完全に流れないようにしてあるのですかね。

○14番委員（○○○○○）

横に側溝がありまして、汚水と言われましても、ポニー2頭ですからね。それと糞尿は、定期的に集めて畜舎の方に持っていくという事でした。

○2番委員 (〇〇〇〇〇〇)

定期的ですか。毎日じゃないんですか。

○14番委員 (〇〇〇〇〇〇)

定期的と言われました。

○2番委員 (〇〇〇〇〇〇)

雨が降れば流れますよね。

○14番委員 (〇〇〇〇〇〇)

ポニーですからそんなに出るのかなって思います。

○2番委員 (〇〇〇〇〇〇)

現在、上でされているけど、そこじゃだめなんですかね。

○14番委員 (〇〇〇〇〇〇)

ここを買って欲しいという依頼があって、それと近くに保育園があるという事で、ポニーを子供達が見に来るらしいですよ。そういう事を踏まえて、子供達の為にもなるという事で、こういうふうに考えられたみたいです。

○2番委員 (〇〇〇〇〇〇)

地域に貢献するという事でよろしいです。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○11番委員 (〇〇〇〇〇〇)

大隅78号ですが、報告では緩衝地は、4mとありますが、参考資料を見ますと2mと書いてあるんですよ。62ページですけど。緑地に2m程度と。はっきりと4mと指導して許可という事でいいんじゃないですかね。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇係長)

今、ご指摘あったんですが、調査の後、委員の方からも指摘がございましたので本人さんに必ず4m緩衝地を設けるという事で申請書の訂正も届きましたので報告申し上げます。報告が遅れて申し訳ありません。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇〇委員よろしいですか。

○11番委員 (〇〇〇〇〇〇)

はい。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第100号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外、用途変更、やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、除外、用途変更、やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。ここで10分間暫時休憩致します。

(休憩：午前9時53分)

(休憩：午前10時3分)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

会議を再開致します。議案第 101 号農地法第 4 条による許可申請末吉 30 号を除いて議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。
○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉 28 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、丸山上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、農業用倉庫・通路・農業用機械置場を整備する面積として、全体で 652 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は水路側溝へと放流するもので適当と思います。被害防除につきましては、土留め工事をし、誓約書が添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、農業用倉庫・通路・農業用機械置場を整備しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 29 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、丸山上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、農業用倉庫・住宅を整備する面積として全体で 400 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は水路側溝へ放流し適当と思います。被害防除につきましては、土留め工事をし、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設等に該当し、農業用倉庫・住宅を整備しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○12 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 31 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、前田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が畑、南が宅地、北が牛舎であります。目的実現の確実性は、既に転用済みである事から確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、一般住宅・車庫・機械倉庫を整備する面積 780 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下、污水生活排水は、合併浄化槽を経て水路側溝に放流するもので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅・車庫・機械倉庫を整備しており、農地への復元も困難である事から転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○13 番委員（○○○○○）

受理番号大隅 32 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、東桜ヶ丘自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が畑、北が宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済みである事から確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、349 m²に隣接する宅地との間に、農業用倉庫 198 m²、通路 61.47 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下で適当と思います。被害防除につきましては、1 m 以上の緩衝地があり、日照・通風に特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、

○推進委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

○推進委員 (○○○○○)

受理番号財部 36 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。この申請については、今年の 6 月に提案されておりましたが、取得から 3 年が経過していないという事で保留になった案件です。申請地は、田平自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が宅地、南が畑、北が道路を挟んで山林であります。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明の写しが添付されており確実と思われます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 818 m² に一般住宅 1 棟と駐車場及び資材置場を設置する予定で、周囲の状

況からみても適当と思います。排水等については、合併浄化槽を設置し、西側の側溝に放流するもので適当と思います。被害防除計画につきましては、現状のまま利用し、被害防除に関する誓約書の添付があり、特に問題ないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当するもので、申請人は、現在借家住まいで、一般住宅と駐車場及び資材置場を設置するもので、転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○2番委員（〇〇〇〇〇）

財部 35 号について事務局にお伺いします。この土地は、広がりからいえば一種農地ですよね。市役所からの距離で二種農地という事ですが、こういう場合は、市役所からの距離を優先するんですか。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

お見込みのとおりです。一種・二種と混合するような場所は、不許可の例外条件が優先されます。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 101 号農地法第 4 条による許可申請末吉 30 号を除いて、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限の為、退席願います。

（「〇〇〇〇〇委員退席」）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 101 号農地法第 4 条による許可申請末吉 30 を議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 30 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、宇都之上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道路、北が畑であります。目的実現の確実性は、既に転用済みである事から確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、堆肥舎・農業用倉庫を整備する面積として、全体面積で 900 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、水路側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除につきましては、緩衝地を設置し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、堆肥舎・農業用倉庫を整備しており、農地への復元も困難である事から転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 101 号農地法第 4 条による許可申請末吉 30 については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席を願います。

(「○○○○○委員復席」)

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 102 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号末吉 104 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、丸尾自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで山林、西が宅地、南が道路、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として全体で 500 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路側溝へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除については、盛り土を 50 cm すると計画書にあり、誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 105 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。農振除外末吉 76 号にて報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、放牧場・馬小屋・鶏小屋を整備する事から転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号末吉 106 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、丸山上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みである事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、農産物貯蔵施設・農業用機械車両置場を整備する面積として、全体で 2,090 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、側溝へ放流するもので適当と思います。被害防除については、土留め工事し、盛り土し、誓約書も添付されている事から特に問題はないと思います。道路条件については、特に問題ありません。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、農産物貯蔵施設・農業用機械車両置場を整備しており、農地に復元する事も困難である事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○13 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 107 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、上坂元自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が原野、西が原野、南が畑、北が道路です。目的実現の確実性は、申請人は、霧島市で個人経営による土木業を営んでいます。申請地は、事業が曾於市や都城市の受注が多く、その中継地として資材置場等を設置する目的で、残高証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 3,898 m²であり、駐車場 50 m²、休憩所プレハブ 1 棟 7.5 m²、資材置場 2,125 m²、その搬入の為、通路を設置するので適当と思います。排水等については、流水計画はなく雨水は、敷地内で自然浸透で支障はないと思います。下は、コンクリートで行うものではなく碎石で行う予定です。被害防除については、土留め工事により、資材や雨水の流出に対応し、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地該当し、代替え地の検討は、価格や立地の条件から断念しており、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○9 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部 108 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、杵比野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑と山林、西が道路を挟んで畑、南が水路と道路を挟んで畑と山林、北が山林です。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書も添付されています。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,000 m²に現場事務所 1 棟、仮設トイレ 1 棟、倉庫 2 棟、資材置場、駐車場を整備するもので、周囲の状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思われます。被害防除については、現状のまま利用し、周囲には、防護柵を設ける為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、令和 4 年 3 月 16 日までの一時的な転用であり、不許可の例外の一時転用に該当します。申請人は、県営土地改良事業に伴う工事の請負業者で、既に一部を現場事務所として転用しているが、工事終了後は、農地に復元し所有者に引き渡される計画である為、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
(「はい」の声あり)

○3 番委員 (〇〇〇〇〇)

ちょっとわからないものですから事務局にお伺いします。財部 108 号の現場事務所は、どういう場合に 5 条申請しないといけないのか教えてください。

○事務局 (〇〇〇〇〇係長)

5 条の申請なんですが、現場事務所の設置に伴うものは、一時転用として 5 条申請が本来あるべきであります。届け出だけで済む案件としましては、許可不要案件というのがあります。例えば、土地改良後に基づくものであったり、土地収用法に基づくものであったり、200 m²未満の用途変更もそれにあたります。それと、市街化区域内の農地も転用の届け出だけでとされています。今回の案件については、農地の区分としては、第一種農地です。土地改良事業の杵比野地区の受益地であります。工事完了後 8 年を経過していない農地に現場事務所を建ててしまっていたという事です。今回の案件は、県にも確認しましたが、一時転用の許可を要する案件として判明しております。農振地区でもありますので農政サイドにも意見書をお願いしており、農地に復元する事から支障ないと回答を得ております。8 年経過していない為、畑かんセンターにも確認しておりますが、農地に復元されるので、補助金返還は、生じないという回答を頂いております。以上です。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 102 号農地法第 5 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 103 号非農地証明願についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号財部 28 号について、現地調査しましたので報告致します。調査日は、11 月 10 日に行いました。申請地は、高山自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が道路と宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の東側に隣接する農地がありますが、雨水等の流入はなく影響ありません。その他農地法上特に問題はありません。申請地は、申請者所有の隣接する宅地への進入路を広げる為、平成 5 年 9 月頃、必要な手続きを取らないまま売買がなされ、宅地敷地として利用されておりました。平成 5 年 10 月頃には、境界部分にブロック塀が設置されて、20 年以上が経過しています。調査結果の総合意見としまして、申請人は、農地法の許可が必要だと知らず、また、登記簿の必要な手続きを取らないまま、平成 5 年 9 月頃に申請地を取得、平成 5 年 10 月頃には、境界部分にブロック塀を設置していたものです。設置後 20 年以上が経過しており、申請地は、傾斜地である事等から、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 103 号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第 104 号農地の用途変更届についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号末吉 14 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西祝井谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が山林、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、転用済である事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 286 m²に、199 m²の機械倉庫・牛舎であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水については、自然流下で適当と思われます。被害防除については、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、転用目的が機械倉庫・牛舎です。設置により耕作不能となる面積が 199 m²で、転用許可を要しない 200 m²未満の農業用施設に該当する事から、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号大隅 15 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、神牟礼自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、転用済である事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 190 m²に、牛舎 1 棟 85.48 m²が造られており、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水のみ自然流下で適当と思われます。被害防除については、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、今回追認により許可を得ようとするものであり、農地への現状回復は、困難と思われる、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号財部 16 号について、11 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、金丸自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地と田、西側から南側にかけて河川を挟んで田、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、転用済である事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 244 m²のうち 122 m²の農業用倉庫兼車庫を既に設置済みで、周囲の状況からみて適当と思います。排水等については、雨水については、自然流下で適当と思われます。被害防除については、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、平成 13 年に農地法の届出が必要だと知らず、農業用倉庫兼車庫を建築していました。転用面積が 200 m²を超えず許可申請を要しない事と転用部分の農地への復元は著しく困難な事から、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 104 号農地の用途変更届についてについては、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。次に議案第 105 号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉 84 については、5 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉 85 については、11 番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅 86 については、9 番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名致します。

（「すいません」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員。

○4 番委員（○○○○○）

末吉 84 号については、話が私の方にて成立しています。

○議長（○○○○○会長）

今○○○○○委員からありました末吉 84 については、成立という事です。続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願い致します。

○1 番委員（○○○○○）

末吉 69 号・70 号は、打切でお願いします。

○3 番委員 (○○○○○)

財部 71 号は、継続でお願いします。

○11 番委員 (○○○○○)

末吉 75 号は、継続でお願いします。

○7 番委員 (○○○○○)

財部 76 号は、継続でお願いします。

○6 番委員 (○○○○○)

財部 77 号は、打切でお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

末吉 78 号は、打切でお願いします。

○1 番委員 (○○○○○)

末吉 79 号は、継続でお願いします。

○11 番委員 (○○○○○)

末吉 80 号は、継続でお願いします。

○13 番委員 (○○○○○)

末吉 81 号は、継続でお願いします。○○○○○と○○○○○と○○○○○は、成立です。その他については、本人の意向で取下げです。

○18 番委員 (○○○○○)

大隅 82 号は、継続でお願いしますという事でした。

○3 番委員 (○○○○○)

財部 83 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 106 号農用地利用集積計画の利用権設定を議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第106号農用地利用集積計画の利用権設定について申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

次に議案第107号農用地利用集積計画の所有権移転のうち財部118号を除いて議題と致します。質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第107号農用地利用集積計画の所有権移転のうち財部118号を除いては、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長(○○○○○会長)

議案第107号農用地利用集積計画の所有権移転のうち財部118号についてを議題と致します。

○議長(○○○○○会長)

質疑・意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○2番委員(○○○○○)

面積が約1町で1反部5万というのは、状況がわからないので教えて頂けないですか。

○14番委員(○○○○○)

この土地は、農協がお金を貸して担保で取ったところですが、場所はですね、中谷の山の中です。もう耕作放棄地状態になっていたところですが、農協の方が払下げしまして、いろいろ募集しまして中々買い手がいなかったものですから、○○○○○氏の方に話が合ったところです。

○議長(○○○○○会長)

よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(○○○○○会長)

議案第107号農用地利用集積計画の所有権移転のうち財部118号は、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席を願います。

(「○○○○○委員復席」)

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 108 号耕作放棄地に係る非農地認定についてを議題と致します。質疑意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○3 番委員 (○○○○○)

この認定については、問題はないんですが、去年もお願いしたんですが、残っている耕作農地面積がどれくらいあるのかわかりやすく出して貰えないか。去年も出して貰ったんですが計算しないと解らない状況だったのでよろしくお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

事務局で検討するという事でよろしいでしょうか。

○3 番委員 (○○○○○)

はい。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 108 号耕作放棄地に係る非農地認定については申し出のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので本案は、申し出のとおり決定致しました。次に報告第 11 号合意解約等の報告については、総会資料の 29 ページから 33 ページですのでご覧下さい。

○議長 (○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

(「はい」の声あり)

○10 番委員 (○○○○○)

農政部会について

○議長 (○○○○○会長)

他にありませんか。

(「はい」の声あり)

○18 番委員 (○○○○○)

工事現場の設置期間や規模の大きさについての転用許可について

○議長 (○○○○○会長)

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局 (○○○○○局長)

事務連絡

○事務局 (○○○○○係長)

事務連絡

○事務局 (○○○○○係長)

事務連絡

○14 番委員 (○○○○○)

農地部会で決定した農家住宅について（農作業常時従事 150 日）次回に案を出して貰う。

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和 3 年第 11 回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局 (○○○○○局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和 3 年 11 月 19 日（金） 午前 11 時 30 分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員